

# 消費税納税 定期積金

毎月の積み立てで計画的に消費税納税のご準備を！

お積立期間	6ヶ月以上5年以内
お積立金額	毎月1万円以上 (1,000円単位)



詳しくは最寄りの店舗へ

本店	048-451-1122	朝霞支店	048-461-0032
野火止支店	048-478-5500	志木支店	048-471-0011
新座支店	048-478-1017	和光支店	048-461-2113

 **JAあさか野**

# 商品概要説明書

## 定期積金

(令和3年4月1日現在)

1. 商品名	・消費税込定期積金
2. 販売対象	・個人および法人
3. 期間	・6ヶ月以上5年以下(60ヶ月)
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割受入。 ・普通貯金からの自動振替。 ・定額式のみ。 ・毎月1回あたり10,000円以上。 ・1,000円単位。
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
9. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融共済部(電話:048-451-1122)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li><li>・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li><li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li></ul>
----------------	---